

食品安全委員会第 186 回 会合 議事録

1 . 日時 平成 19 年 4 月 12 日 (木) 14:00 ~ 14:51

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 4 品目 (~ までポジティブリスト制度関連)

クロマフェノジド

メソトリオン

アジムスルフロン

イソキサフルトール

(厚生労働省からの説明)

・農薬 / 動物用医薬品 (ポジティブリスト制度関連)

アバメクチン

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等

高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810

系統を掛け合わせた品種

(厚生労働省からの説明)

(2) 添加物専門調査会における審議状況について

・「ポリソルベート類」に関する意見・情報の募集について

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

・「ウニコナゾール P」に関する意見・情報の募集について

・「トルフェンピラド」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度
評価依頼予定物質について (報告)

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 19 年 3 月分) について

(6) その他

4 . 出席者

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「クロマフェノジド」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「メソトリオン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 4 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 5 高リシントウモロコシ LY038 系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統の概要

資料 2 添加物専門調査会における審議状況について ポリソルベート類

資料 3 - 1 農薬専門調査会における審議状況について ウニコナゾール P

資料 3 - 2 農薬専門調査会における審議状況について トルフェンピラド

資料 4 平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について

資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成 19 年 3 月分)について

6 . 議事内容

見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」第 186 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第186回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思えます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は10点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料1-2から1-5までございます。

資料2が「添加物専門調査会における審議状況について（ポリソルベート類）」。

資料3-1及び資料3-2が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料4が「平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料5「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成19年3月分）について」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から4月9日付けで農薬4品目について。

同じく厚生労働大臣から4月9日付けで農薬及び動物用医薬品アバメクチンについて。

同じく厚生労働大臣から3月30日付けで遺伝子組換え食品等高リシントウモロコシLY038系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。これについて、厚生労働省の松田基準審査課長より説明があります。よろしくをお願いいたします。

松田基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして、順番に御説明申し上げます。

「クロマフェノジド」でございますけれども、これにつきましては、今年の3月15日にポジティブリスト制度関係で第24条の2項諮問をさせていただいている品目でございますけれども、今回4月2日付けで農取法に基づく適用拡大申請がありましたものですから、改めて第24条1項の諮問をさせていただくというものでございます。

この剤につきましては、ここにもありますように、今回大豆、だいこん、ねぎへの適用拡大で申請がなされているものでございます。

続いて資料1-3、これは「メソトリオン」でございます。これにつきましては、今回

第 24 条の 1 項と 2 項諮問ということでさせていただくものでございますけれども、この剤は、除草剤で、水稻とトウモロコシへの適用ということで申請がなされているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に当たりましては、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、EU 等の基準を参考にして基準を設定したものでございます。

資料 1 - 4 の 3 剤でございますけれども、第 24 条 2 項諮問、ポジティブリストの関係での諮問でございます。

1 番目が「アジムスルフロン」でございますけれども、これは除草剤ということで、ポジティブリスト制度導入に当たりまして、オーストラリアと EU の基準を参考に設定したものでございます。

資料の裏、2 つ目「アバメクチン」ですが、殺虫剤でございます。ポジティブリスト制度導入に当たりましては、コーデックスの基準、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、EU の基準を参考に基準を設定したものでございます。

JMPR では、ADI が 0.002mg/Kg 体重/日と設定されたものでございます。

3 番目の「イソキサフルトール」でございます。除草剤でございますけれども、これにつきましては、ポジティブリスト制度導入に当たりましては、アメリカ、オーストラリア、カナダ、EU の基準を参考にして基準を設定したものでございます。

農薬関係は以上でございます。続きまして、資料 1 - 5 でございますけれども、標題にもありますとおり、高リシントウモロコシ LY038 系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせたという品目でございます。

LY038 系統でございますが、トウモロコシに cordapA 遺伝子を導入することによって、リシン生合成に関与するジヒドロジピコリン酸合成酵素である cDHDPs タンパク質がトウモロコシ顆粒中で発現して、トウモロコシのリシンの含量が高まるというものでございます。MON810 系統はトウモロコシに BT 遺伝子を導入することによって、BT タンパクが発現して、アワノメイガ等のチョウ目害虫に抵抗性を持つというものでございます。

親品種はいずれも、安全性審査はもう終了しております。MON810 系統につきましては、平成 13 年 3 月 30 日に安全性審査を経た旨の公表がされております。

LY038 系統につきましては、本日付けで公表ということになっているものでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

本間委員 非常にささやかな質問ですけれども、資料1-2と1-3で、例えば適用拡大のたびごとに一つひとつ審査を求めてくるという作業をするわけですね。そのときに1-2の方では、今回は大豆、だいこん、ねぎ等と書いてありますが、この「等」というのは意味のある等なんでありましょうか。次の方は水稻、トウモロコシへの適用と2つに限定しているんですが、範囲があるんでございましょうか。

松田基準審査課長 今回申請者側から適用の拡大とか基準の見直しということで今いただいておりますのは、ここにあります大豆、だいこん、ねぎ以外に、梅とか未成熟トウモロコシ、サトイモ、カンショらが今回追加の申請が来ている内容です。

見上委員長 そうしたら、「等」は書き切れないでということですか。

松田基準審査課長 そのとおりです。

見上委員長 次のはそのままとということですか。

松田基準審査課長 この2つだけです。

見上委員長 本間委員、よろしいですか。

本間委員 私は構わないんですが、「等」と書いて適用拡大というのは、それぞれ作物ごとに求めていくために審査するわけですか。

松田基準審査課長 作物ごとに基準をつくりますので、基準の新たな設定、若しくは基準値を変えるというときは、その都度安全委員会の方に審査をお願いするということです。

本間委員 そういうことは具体的にどの作物かというのは全部書いてあるから、この「等」で略しておいて問題ないという意味ですね。分かりました。

あと遺伝子のところですが、掛け合わせたものの品種の期待されるのは両方の性質が2つ合わさって出てくるということを期待しているものですね。これはこの委員会の審議事項ではないかもしれないけれども、そういうことですね。

松田基準審査課長 先生おっしゃるとおりです。

本間委員 分かりました。

松田基準審査課長 細かいことですが、ミスがございまして、資料1-2の「経緯」のところの2つ目のパラグラフの「また、本薬については」というところで、「平成19年3月15日」と書いてありますが、これは「3月5日」の間違いでございます。したがって、「厚生労働省発食安第0315003号」と書いてありますけれども、ここも「第0305013号」の間違いでございますので、訂正させていただきます。

見上委員長 外にございませんでしょうか。

それでは、農薬4品目につきましては、農薬専門調査会において、また遺伝子組換え食

品等高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

また、農薬及び動物用医薬品であるアバメクチンにつきましては、用途が重複しておりますので、リレー方式で、まず最初に主たる用途に係る農薬専門調査会で審議をお願いし、後に動物用医薬品専門調査会で審議をお願いすることとし、評価結果は両専門調査会から両座長の連名で委員会に報告していただければと思っております。

それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、そのように進めることにいたします。

次の議題に移らせていただきます。

「(2) 添加物専門調査会における審議状況について」でございます。「ポリソルベート類」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から御説明願います。

國枝評価課長 資料2を御覧いただきたいと思えます。

添加物専門調査会における審議状況についてということで、厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められたポリソルベート20、同60、同65、及び同80の指定に係る食品健康影響評価につきましては、そこに記載の日に添加物専門調査会において審議がされ、結果が取りまとめられております。本日御了解いただきましたならば、幅広く国民に意見・情報を募りたいと思えます。募集期間は本会議終了から5月11日までの30日間でございます。

それでは2枚めくっていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思えますが、表紙にも書いてございますが、平成15年10月8日に厚生労働省の方から添加物の指定に係る食品健康影響評価についての要請があり、そこに記載のような形で審議がされ、今回御報告をするものでございます。

それでは、3ページ「ポリソルベートは、ソルビタン脂肪酸エステル(非イオン性の界面活性剤)にエチレンオキシドを反応させて作り出されたものでございまして、現在、米国、EUを始めとする諸外国で乳化、分散化、可溶化剤としてパン、ケーキミックス、サラダドレッシング、ショートニング、チョコレートなどで広く利用されているものでございます。

JECFAでは1973年の第17回会合において、ポリソルベート20、同60、同65、同80、

この外に同 40、今回の指定対象のものではございませんけれども、これらがグループ化合物ということで、ADI として 0 ~ 25mg/Kg 体重/日ということで設定されたものでございます。

また米国、EU においても、そこに記載のとおりということで、使用基準が設定されているところでございます。

背景としては、厚生労働省において、いわゆる国際汎用ということでございますが、平成 14 年 7 月の薬食審の食品衛生分科会での了承事項ということで、JECFA で国際的に安全性評価が終了して、一定の範囲内で安全性が確認され、かつ米国及び EU 諸国などで使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物 46 物質について、指定に向けた検討を開始するという方針が示されておりますが、これに基づいて厚生労働省の方から食品健康影響評価の依頼があったものでございます。

具体的に添加物として指定しようとする概要でございますが、これについては、ポリソルベート類について、ミルク、又はクリーム代替品、ドレッシング等の使用に関する基準を定め、JECFA の規格等を参考に規格を定めた上で、新たに添加物として使用しようとするものでございます。

「名称等」ということで、4 ページ、5 ページにその構造式、化学式の記載がございしますが、そこに記載のとおりでございます。

15 ページを御覧いただきたいと思っております。

「8 評価結果」というところになりますけれども、今回評価を行った 4 物質につきまして、体内動態、これは 5 ページの真ん中から下に書いてございますが、ラットでは経口投与を行ったところ、消化管内で髄液中のリパーゼでポリソルベート類のエステル結合部位が加水分解され、遊離した脂肪酸は消化管より吸収された後酸化され、主として呼気中に炭酸ガスとして排泄されておりまして、この動態は通常の脂肪酸代謝と同様と推察されております。

また、加水分解により生成した polyoxetylene sorbitan 構造部分につきましては、消化管からの吸収は極めて低いということで、ポリソルベート 20 については約 87、同 80 は 91% がそのまま糞中に排泄されるということで、尿中にはそれぞれ 8.5% 及び 2.1% が排泄されるという形となっているものでございます。

6 ページ、「毒性」の部分で、急性毒性については、そこに記載のとおり大量に投与しても異常症状等の発現等が見られないという報告がございまして、以下、反復投与毒性試験等についてそこに記載のとおりでございまして、15 ページをもう一度御覧いただきたいと

と思いますが、体内動態及び有害影響については、本質的な相違は認められないということで、これら4物質については、グループとして評価をし、ADIを設定することが適切と考えました。

反復投与毒性試験では、主な症状としては下痢が認められておりまして、通常こういった難吸収性の物質を大量に投与した際に認められる下痢というのは物理的な要因が推定されるということで、毒性影響ということでは評価しないものでございますが、ポリソルベート類につきましては、難吸収性のポリオールによる物理的な要因に合わせて、消化管粘膜に対する局所刺激による吸収率の影響が疑われていることから、安全サイドに立った考え方により、その下痢を毒性影響ということで評価しております。

ポリソルベート65、同80についてでございますが、8ページの半ばを御覧いただきたいと思いますが、ここに遺伝毒性に関する記載がございますけれども、*in vitro*の染色体異常試験で一部陽性の結果が報告されておりますが、発現頻度が低く、かつ*in vivo*の骨髄小核試験では陰性の結果が得られていることから、ポリソルベート類の遺伝毒性は生体にとって特段問題となるものではないと考えられました。

次にラットを用いたポリソルベート80の2年間の混餌試験において、主に雄に副腎髄質の褐色細胞質の発生率の増加傾向が報告されておりますけれども、これは難吸収性の物質の大量投与に伴ってカルシウム吸収の増加とともに、雄ラットに発現する反応ということで、類縁化合物とも言えますソルビトールとか、アルコールなどの高用量の暴露でも雄ラットの副腎髄質に同様の影響が表れることが知られており、ヒトに対する発がんリスクを示唆する知見ではないと考えられるということとしました。

強力な発がん物質MNNG、N-methyl-N-nitrosoguanidineでございますけれども、これとポリソルベート60の同時投与ということで、胃の腺がんの発生増加と肉腫の発生及び発がんの増強と、悪性度の亢進が報告されておりますが、試験の規模が小さいこと、ポリソルベートの*in vivo*の遺伝毒性試験成績が陰性であることなどから、ADIの設定において、これらの試験結果を考慮する必要はないと判断しました。

16ページ、Brubakerらが1投与量によるラット神経毒性試験において、児動物の行動変化が認められているという報告がございまして、これは12ページの上から10行目辺りでございますけれども、そこに記載のとおりでございまして、児動物の行動変化が認められるということがありましたので、児動物の行動への影響を確認するための追加試験が行われておりまして、これは同じく12ページの下から16行目辺りになりますけれども、「上述の」というところからでございますけれども、そのような形で検討が行われておりまし

て、7.5vol%投与群で母体毒性が認められ、児動物に体重増加抑制及び条件回避反応試験の低回避率等が認められております。

一方、12ページの下から6行目、ポリソルベート80の母動物次世代(F1)に対する無毒性量は、いずれも飲水中濃度で1.0vol%ということで、2,013mg/Kg 体重/日というふうに考えられております。

16ページに戻っていただきまして、以上のような評価を踏まえまして、ポリソルベート類のNOAELはラットを用いたポリソルベート60の13週間混餌投与試験において5%投与群に見られた下痢を根拠として1,000mg/Kg 体重/日と考えられるといたしました。

したがって、これを安全係数として100で除し、ポリソルベート類、ポリソルベート20、同60、同65、及び同80の一日摂取許容量ADIをグループとして10mg/Kg 体重/日と評価したものでございます。

若干追加させていただきたいと思いますが、このポリソルベート類につきましては、1ページの「審議の経緯」に書いてございますように、本食品安全委員会が発足して間もない時期に、食品健康影響評価依頼があって、本日御報告ということでかなり時間が掛かっているのでございます。これにつきましては、先ほど説明の中で入れさせていただきまして16ページ2行目のところになりますが、Brubakerらが幼弱ラットにおいて、神経発生毒性があるのではないかという文献がございまして、これは、1973年にJECFAの国際的な評価が行われた後、1982年に報告がされたということで、JECFAなどでの評価では、この部分の文献がない時期に行われているということで、これをどのように扱うかが議論になりました。

この文献については、単一用量であるとか、幾つかの理由から信頼性がおけるのかという議論もあったわけでございますけれども、幼弱のラットで発現した神経毒性を示唆するものということで、安全サイドに立つということで、専門調査会では追加の試験で確認をする必要があるということで、その追加試験が行われ、これにより審議が遅れたものでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

廣瀬委員 16ページのグループADIが10mg/Kg 体重/日ですね。これの根拠としましては、ラットの13週間の反復投与毒性試験でNOAELが1,000であるということですが、一般

的に 13 週間の毒性試験から ADI を求めるときには、安全係数を 1,000 にすると思うんですが、この場合 100 と設定しておりますけれども、その根拠はどういうところにあるんでしょうか。

國枝評価課長 これについては、1 つはデータセットそのものとしては、これ以外の長期のものもやられているということと、あと諸外国でもこれを根拠にして、100 にしてあるという部分もございまして、100 ということで適切ではないだろうかと判断がされたものでございます。

廣瀬委員 これより長期の試験で NOAEL は出ていましたか。

國枝評価課長 6 ページの下から 2 行目のラットの 2 年間混餌投与というのがありまして、これが JECFA のとき評価されたものですが、これを用量に直しますと 2,500mg/Kg 体重/日ということになります。

廣瀬委員 90 日の NOAEL よりもかなり高いわけですね。

見上委員長 これは 13 週間以上のデータがない場合 1,000 を掛けるんじゃないんですか。

廣瀬委員 そうですね。ただ、2 年間の試験から NOAEL を求めるんですが、この場合恐らく 1,000mm でも若干下痢が出ている。90 日でも症状が出ているということで、安全サイドを考えて NOAEL1,000、安全係数を 100 にしたということでしょうか。

見上委員長 そうですね。

廣瀬委員 分かりました。お騒がせしました。

もう一つ、9 ページの発がん性のところですが、いわゆる発がん性試験としてハムスター、ラット、マウスの試験が各種行われておりますが、試験期間を見ると、9 週間、21 週間、68 日、59 日、30 日と、いずれも非常に短い期間になっています。発がん性は少なくとも 1 年半、あるいは 2 年見ないと試験にはならないのですが、ここで非常に短い期間の試験が発がん性の項目に入れられているのが若干変に思うんです。

見上委員長 これは 9 ページの真ん中くらいにある 2 年間混餌投与のものはいいわけですね。

廣瀬委員 その外にもビーグル犬の 1 年間の試験、これは一般的には慢性毒性試験になりますし、マウスの 4 か月でも慢性の毒性試験ということになってくると思うんです。

國枝評価課長 これは通常のガイドラインだと先生がおっしゃったようになりますが、国際汎用添加物なものですので、実際かなり前から汎用されていることがあったので、情報が不十分な部分があり、できるだけ資料を集めた中でどういう評価をされているかを

取り込んだものです。

廣瀬委員 そうすると、発がん性にこだわらず、その他の毒性を見るという意味合いのものと考えてよろしいんですか。

國枝評価課長 そうだと思います。

見上委員長 よろしいですか。それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

次の議題に移らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

「ウニコナゾールP」及び「トルフェンピラド」につきましては、専門調査会から意見・情報募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

國枝評価課長 それでは、資料3-1を御覧いただきたいと思います。

「農薬専門調査会における審議状況について」ということで、厚生労働省から意見を求められました「ウニコナゾールP」に係る食品健康影響評価につきましては、昨年11月13日に開催されました農薬専門調査会確認評価第三部会、12月6日に開催されました農薬専門調査会幹事会、それから本年3月14日に開催されました農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果（案）が取りまとめられました。本日御了解をいただきましたならば、会議終了後から5月11日金曜日までの30日間ということで、国民からの意見・情報の募集を行いたいと思います。

3ページに「審議の経緯」がございます。そこに記載のとおりということで、農薬についての適用拡大というのが2006年3月17日、少し前になりますけれども、2005年11月29日に、いわゆるポジティブリストですけれども、それが告示されているということで、今回の評価はこのポジティブリスト及び適用拡大に関わるものについての評価ということになります。

5ページ、「用途」、「有効成分の一般名」、「化学名」、「分子式」、「構造式」等はそこに記載のとおりでございます。開発の経緯としましては、1979年に住友化学株式会社によって、ジベレリンの生合成阻害による矮化作用を示すウニコナゾールが開発され、1985年に我が国で農薬登録が取得されました。

その後、この化合物には光学異性体が存在し、矮化作用は一方の光学異性体d体に由来することが明らかになったため、d体含有量の高い80%化合物をウニコナゾールPとして開発が行われたものでございます。

6ページ、今回の毒性等に係る科学的知見としては、農薬抄録、豪州、NRA評価書を基

に、毒性に関する主な科学的な知見を整理したものです。

20 ページ、「総合評価」になりますが、まず動物体内の運命試験の結果でございますが、ウニコナゾール P は動物体内で速やかに代謝、排泄されておりまして、主な代謝物はそこに記載のものでございまして、その略称等については、23 ページに記載のようなものでございます。

植物体内運命試験の結果における主要な代謝物としては、実際には未変化体が大部分ということで、その他、E/Z 異性体及び水酸基、フェニル基、メチル基の酸化された代謝物が確認されております。

ウニコナゾール P、ウニコナゾール P 抱合体等について、分析対象とした作物残留試験ということで、これは 25、26 ページにありますけれども、こういった試験が実施されておりまして、すべての化合物について、残留値は検出限界以下か、検出されても、ごく少量ということでございました。

各種毒性試験結果から、催奇形性、それから繁殖能に対する影響、生体において問題となる遺伝毒性は認められておりません。

遺伝毒性に関わる評価については、17 ページにその表の結果がまとめられております。

発がん性試験については、マウスの雄に肝細胞腺腫の発生増加が認められておりますが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、本剤に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各種試験結果から農産物の暴露評価対象物質をウニコナゾール P、親化合物のみと設定をしました。

評価書等に記載されている各試験の無毒性量等は、表 7 ということで、21 ページ、22 ページに記載のとおりでございます。

食品安全委員会の専門調査会では、各試験で得られた無毒性量の最小値はラットにおける 2 年間慢性毒性 / 発がん性試験の 1.64mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.016mg/kg 体重/日を一日摂取許容量、ADI といたしました。

訂正がございまして、20 ページの真ん中のところの無毒性量 1.64 になっておりますが、単位が抜けております。失礼しました。「1.64mg/kg 体重/日」ということになります。暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

以上でございます。

続きまして、資料 3 - 2 でございますが「トルフェンピラドに係る食品健康影響評価」

につきましては、本年3月14日に開催されました農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果（案）が取りまとめられております。本日御了解をいただきましたならば、広く国民の意見・情報を募るといふことで、会議終了後から5月11日までの30日間募集を行いたいと思います。

3ページ、今回は第2版ということで、既に一度第1版の評価書ができていますのでございまして、第2版ということで、これについては、今回適用拡大が行われるということで、これに関連する評価が行われたものでございます。

したがって、適用が拡大された部分のみの追加されている形となっております。

15ページ、追加された部分としましては、今回非結球レタスということで、リーフレタス、サラダ菜、それからネクタリン、さやえんどう、お茶、ピーマン、ミニトマトが適用拡大されたということでございましたので、これにつきましては、33ページ、34ページ、35ページにこの作物残留試験がございますが、今回追加になった部分について、その成績が追加されております。

あと15ページですけれども、推定摂取量につきましても、それを加味した形での推定摂取量となっているものでございます。

以上ということで、外については変更がございません。28ページからが「総合評価」でございますが、結論のところだけ読ませてもらいたいと思いますけれども、ADIについては変更がございませんでして、30ページになりますが、食品安全委員会農薬専門調査会は各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた2年間、慢性毒性/発がん性併合試験の0.56mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数100で除した0.0056mg/kg 体重/日を一日摂取許容量とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の誤字の修正も含めまして、内容について御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

適用拡大のとき、丸レタスとそうでないレタスをわざわざ入れるのは何か理由があるんですか。その辺よく分からないんです。

國枝評価課長 農薬の残留の仕方が大きく違うということで分ける形になっているそうです。

見上委員長 分かりました。ありがとうございます。

他に何かございませんか。

それでは、本件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 19 年度評価依頼予定物質について（報告）」でございます。厚生労働省から報告がありますので、松田基準審査課長よろしくお願いたします。

松田基準審査課長 今年の 1 月 18 日にポジティブリストの関係で今年度の評価依頼品目を依頼させていただいたところでございますが、この委員会でお話がありましたとおり、18 年度の積み残しについて、改めて 19 年度の方に加えてほしいということがございましたので、4 月 3 日で加えさせていただきました。ここにありますとおり 61 品目がまだ 18 年度分で諮問できていませんので、今回改めてこの分も追加させていただくということです。

見上委員長 よろしくお願いたします。

ただ今の報告内容ある記載事項につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いたします。

よろしいですね。61 品目が 19 年度にシフトしたということです。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（５）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 19 年 3 月分）について」でございます。事務局から御報告願います。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料に基づきまして、説明させていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられました質問等（平成 19 年 3 月分）について」でございますが、81 件でございます。

項目といたしましては、トランス脂肪酸関係が 5 件、食品添加物が 6 件ということになっております。

内訳でございますが、食品安全委員会関係といたしまして、後に Q & A の方で御報告する自ら評価の候補案件の取扱いやリスクミ、ホームページ等に関してのお問い合わせが 22 件。

食品の安全性関係ということで、トランス脂肪酸や食品添加物の安全性についてのお問い合わせが 10 件。

食品一般関係といたしまして、食品衛生管理や表示、いわゆる健康食品に関してのお問い合わせが 47 件。

その他が 2 件となっております。

このうち Q & A の形で整理させていただいたものでございますが、自ら評価の候補に上

げられていた食品への放射線照射について、どのような取扱いに決まったのですかというお問い合わせでございます。

これに対する答えですが、平成 19 年 3 月 15 日の第 182 回食品安全委員会会合において審議され、自らの判断によるリスク評価は行えないが、引き続き情報収集に努めることになりました。

これは、平成 18 年 12 月 4 日に開催された第 17 回企画専門調査会において自ら評価の候補案件として選定することとされたのを受けたものです。

食品への放射線照射につきましては、食品衛生法において原則禁止されておりまして、現在発芽防止の目的でのばいれしょへの放射線照射のみが認められているわけですが、平成 18 年 10 月に原子力委員会におきまして、食品への放射線照射の現状や課題について、同委員会の食品照射専門部会が取りまとめた報告書の考え方を尊重すべきものと評価するとともに、厚生労働省等において食品安全行政の観点から取組を進めることが必要であるとするなどの決定が行われたところでございます。

今後食品安全委員会では、実際に放射線照射を食品に利用している海外から専門家を招くなどして情報収集を行ったり、その知見を国民の皆様を紹介することを検討することにしております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容、記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

外に議事はございますか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第 186 回会合閉会いたします。

次回の委員会につきまして、4 月 19 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、明日 13 日金曜日 14 時から農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催。

来週 16 日月曜日 14 時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

17 日 14 時から添加物専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上です。